

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実

【現状と課題】

本町では、旧3町における生涯学習推進体制を継続し、下部地区は三愛運動を基調とした生涯学習事業、中富地区はあすなろ塾による自主自立の生涯学習活動、身延地区は公民館分館活動が中心となって、旧町単位での生涯学習事業を推進しています。このように生涯学習に関する考え方、推進方法に特色があります。

今後、旧町ごとの相互理解と事業推進の調整とともに、身延町としての生涯学習推進体制の整備が必要です。特に、生涯学習は自己啓発や自己充実を目指す人づくりであることを基本に、自主的な学習活動を促進します。このことにより生涯学習の成果が、地域協働のまちづくり活動に発展し、展開されていくことも期待できます。

生涯学習施設としては、身延町立図書館、中央公民館（開発センター）、地区公民館（開発センター、中富総合会館、身延町総合文化会館）、公民館分館（下部3、中富5、身延4）、さらに集落公民館（下部61、中富29、身延39）があり、また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館等は地域の特色をいかした生涯学習の拠点となっています。

身延町立図書館では、各種講座の開催や地域資料のデジタル化と公開をはじめ、公民館図書室、学校図書館との連携や図書館ボランティア育成を進めていますが、町内における図書サービス体制や情報拠点としての機能強化を更に図ることが必要です。

生涯学習事業については、旧町ごとに従来からの事業、各種団体との共催事業を継続して実施するとともに、あすなろ塾型の自主企画講座の浸透に努めています。また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館やなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館などの主催講座に加えて、身延山大学と公開講座を共催しています。

公民館分館事業は、各地域の特色をいかした事業を進めていますが、旧町ごとに異なる運営体制にあり、参加者の減少など事業継続が難しい地域もあります。今後は、公民館事業の位置付けを明確化し、事業を見直すとともに、分館の住民による自主管理・自主運営体制を進めていくことが必要です。

今後、まちづくりに密接な生涯学習を進めるため、指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成、学習情報の整備と提供などを進め、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していくことが必要です。

【基本方針】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、様々な学習成果が地域協働のまちづくり活動の実践に還元されることを目指します。

【施策体系】

1. 生涯学習の充実	【4-1-1】	(1) 生涯学習推進体制の強化	【4-1-1-1】
		(2) 学習情報の整備・提供	【4-1-1-2】
		(3) 学習機能の整備	【4-1-1-3】
		(4) 学習施設管理・運営の充実	【4-1-1-4】
		(5) 学習活動の支援	【4-1-1-5】

【施策】

(1) 生涯学習推進体制の強化

① 学習指導者等の発掘

- 指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成・支援に努めます。

② 学習団体への支援

- 自発的意志により学習活動している団体は生涯学習に不可欠です。これらの団体の活動に可能な範囲において支援を行います。

(2) 学習情報の整備・提供

① 学習情報の整備

- 各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化など、学習活動への活用を図ります。

② 学習情報の提供

- 身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人に学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3) 学習機能の整備

① 学習施設の機能充実

- 町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

② 図書館機能の充実

- 町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、公民館図書室、学校図書館等とのネットワーク化の推進など、図書館サービス体制を充実します。

③施設開放及び利用の利便化

- 学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用などの予約システムを導入します。

(4) 学習施設管理・運営の充実

①学習施設管理体制の充実

- 公民館分館の自主運営化を促進するとともに、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5) 学習活動の支援

①学習機会の提供

- だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座を設定し、あらゆる学習機会が提供できるよう努めます。

②地域資源をいかす学習

- なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. スポーツの振興

【現状と課題】

本町の社会体育施設は、体育館、グラウンド、野球場、学校施設（グラウンド、体育館）、テニスコート、弓道場、武道場、ゲートボール場など 32 施設が各地区に点在し、各施設ごとの利用者による自主管理を基本とした管理運営体制にあります。施設全体の管理運営面の統一が必要となっています。

体育協会専門部の競技スポーツをはじめ、体育指導員の企画によるスポーツ教室、イベント開催などにより生涯スポーツの普及に努めています。

また、スポーツ少年団 13 団、クラブチーム（中学生）2 チームも独自の活動を展開し、青少年のスポーツ活動も盛んに行われています。

今後も、生涯にわたってスポーツを楽しみ、生きがいづくりや健康づくり、また、住民相互の交流にいかしていくことができる環境を整えることが重要です。そのため、競技スポーツに加えて、老若男女を問わずだれもが取り組める軽スポーツの導入を進め、様々なスポーツを自由に選択できる場の提供を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成など、活動の場づくりを検討していく必要があります。さらに、指導者の確保をはじめ、体育協会専門部や各団体による教室開催などを通じたスポーツ活動への参画推進を支援していく必要があります。

【基本方針】

スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、軽スポーツの普及や地域スポーツ組織の育成を支援し、生涯にわたり、健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

【施策体系】

2. スポーツの振興	【4-1-2】	(1) スポーツ施設の活用	【4-1-2-1】
		(2) スポーツ指導者の育成・確保	【4-1-2-2】
		(3) スポーツ活動への支援	【4-1-2-3】

【施策】

(1) スポーツ施設の活用

①スポーツ施設等の充実

- 社会体育施設の維持管理と補修、夜間照明施設等の有効活用を進めます。また、各施設の管理運営の充実と効率化を図ります。

②予約システムの検討

- 情報ネットワークによる施設利用などの予約システムを研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

①指導者の育成

- 体育指導員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

②指導者の確保

- 各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンクの推進に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

①スポーツ教室の開催促進

- 生涯スポーツ振興のための各種スポーツ教室の開催を支援し、軽スポーツなどの普及を促進します。

②競技スポーツの振興

- 体育協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③スポーツ少年団等への支援推進

- 町内においてそれぞれ独自に活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。

④総合型地域スポーツクラブの育成

- だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を普及する総合型地域スポーツクラブの育成を進め、活動を支援します。

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

【現状と課題】

本町では現在、小学校9校、中学校5校がありますが、児童・生徒数の減少が今後も続くことが見通されており、小中学校の適正規模・適正配置、学区の再編を検討しなければならない状況になっています。今後、地理的な条件や通学手段への十分な対策を前提にしつつ、小中学校の統廃合、学区の再編に向けた指針を確立していく必要があります。

町では、学校教育内容の充実に努め、学校司書配置による読書教育、外国青年招致事業などによる英語教育、学校農園での稻作や野菜、シイタケ栽培、先人の知恵に学ぶ体験教育などを各学校で進めています。

なお、教職員研修は、教科別研究会や問題別研究会などによる研修を進めていますが、14校の学校体制の中で教師間の連携や交流研修の充実、現代的な課題に対する指導力の向上が求められています。

近年、児童生徒の基礎学力の向上が求められており、学力向上に資する教育指導の方策などを研究していくことが必要です。また、より広い課題として、生きる力の育成が問われていますが、このため、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細やかな教育指導の充実が必要です。

学校給食は、中富地区・身延地区はセンター方式で、下部地区は親子方式（調理場を持つ学校が「親」、持たない学校が「子」）で行っていますが、設備面で老朽化が進んでいる状況です。学校給食の充実を図るために、食材の地産地消などを推進するとともに、小中学校の適正配置の方向に応じた施設整備を検討する必要があります。

また、児童生徒の体力低下傾向が心配されていますが、子どもたちの健全な心と身体を培うため、野菜作り等の農業体験などを通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させる食育を推進することが重要になっています。

【基本方針】

学校規模の適正化や学区の見直しを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備を図ります。また、学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して子どもたちをはぐくむ環境づくりを強化します。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな人間性をはぐくむ教育を進め、心身ともに健康な子どもたちを育てます。

【施策体系】

1. 学校教育の充実	【4-2-1】	(1) 学校教育環境の整備	【4-2-1-1】
		(2) 学校教育内容の充実	【4-2-1-2】
		(3) 健康な児童生徒の育成	【4-2-1-3】

【施策】

(1) 学校教育環境の整備

①学校統廃合の方向性の検討

- 就学児童生徒数の減少に対応し、地理的条件や児童生徒数の動向及び学校運営の実情を踏まえ、町民参画による学校規模・配置適正化の検討を進め、小中学校の統廃合、学区再編の指針を樹立します。

②学校の安全の強化

- 不審者の侵入対策や快適で安心・安全な教育環境を確保します。

③教育環境の充実

- 教材備品の改善、学校図書館の充実、校外学習施設の有効利用などを図り、教育環境の充実を進めます。

④教職員の指導力の向上

- 教科別・問題別研修会、交流研修、現代的な課題に対応する授業指導力の向上のための研修や教職員としての基本を強化する研修等の実施により、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

⑤地域と連携する学校運営の確立

- 学校評議員制度の充実、地域の人材や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ環境づくりを進めます。

⑥スクールバス運行の充実

- 各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が最も利用しやすい、安全なスクールバス運行の充実に努めるとともに、地域における効率的な利用の在り方について検討します。

⑦学校給食施設の整備

- 学校統廃合の指針に対応した学校給食施設の整備を図ります。

(2) 学校教育内容の充実

①基礎学力の向上

- 基礎・基本の確実な理解を図り、確かな学力の向上のための指導方法を研究します。

②体験的地域学習の展開

- 地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、産業等の体

体験学習を充実し、自ら調べ、発表し、討議する活動、問題解決的な学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めます。

③新たな教育課題への対応

- 英語指導助手の活用による英語教育の充実、情報活用能力を育成する情報教育、環境教育、福祉教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

④高度情報化の活用

- 情報技術を活用した学校間や遠隔地との交流や都市部等との学校間交流を進めます。

⑤障害児等教育の充実

- 学習障害、注意欠陥多動性障害など障害のある児童生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

(3) 健康な児童・生徒の育成

①いのちの大切さを教える取り組み

- 家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりやいのちを大切にする児童・生徒の育成に努めます。

②相談体制の充実

- スクールカウンセラーの配置等により、教育相談活動を充実し、児童生徒への対応を強化します。

③健康管理の強化

- 健康管理と体育・健康教育を充実し、心身ともに健康な児童生徒を育成します。

④食育の推進

- 地産地消の推進による安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実、また、学校・家庭・地域の連携を図りながら子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

2. 青少年の育成

【現状と課題】

家庭、地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる中、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

青少年育成身延町民会議では、町民総参加のもと、総会や青少年健全育成身延町推進大会などを通じて町民意識の高揚を図り、町内一斉地域環境美化活動などの地域活動への参画、子どもクラブ親睦グランドゴルフ大会など交流機会の拡大にも取り組んでいます。また、旧町単位に各支部組織を設置して、各育成会・子どもクラブにおいて地域に根付いた特色ある事業を主体的に進めています。

少子化が進む中で、育成会・子どもクラブ活動が困難になってきている状況もあり、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。

さらに、本町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用していくことが必要です。特に、なかとみ青少年自然の里で行われている青少年育成の様々な体験学習メニューや季節に応じた体験教室をはじめ、本町が保有している多様な資源を教材にいかした取り組みを広く展開することが求められます。

今後、指導者・リーダーの養成に努めるとともに、青少年の非行防止活動や相談体制の充実、親子での地域活動への参画、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

【基本方針】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、ボランティア活動など地域活動と連携した育成活動を促進し、青少年の社会参加を進めます。

【施策体系】

2. 青少年の育成	【4-2-2】	(1) 青少年育成推進体制の強化	【4-2-2-1】
		(2) 青少年育成活動の推進	【4-2-2-2】

【施策】

(1) 青少年育成推進体制の強化

①青少年育成組織の強化

- 家庭・地域・学校等の連携、子育て支援対策との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

②相談体制の充実

- 小中学校、高校との情報共有、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、教育や学校生活相談など青少年相談体制を充実し、問題の早期発見、対応に努めます。

③青少年育成団体の活性化

- 青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブ活動組織の再編成を検討していきます。

④指導者等の育成

- 指導者とジュニアリーダーの養成を進めるとともに、学校、地域、家庭の連携体制を強化します。

(2) 青少年育成活動の推進

①社会参加・交流機会の拡充

- 育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族が一緒に参加する活動を促進します。

②地域環境の浄化

- 有害な環境の浄化活動、声かけ運動、夜間パトロールなど、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

③体験活動の拡充

- 本町が保有している多様な自然や歴史文化資源を活用して、学校教育と連携しながら、本町ならではの青少年期における体験活動をつくり出します。

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開

【現状と課題】

本町では、身延町総合文化会館が文化事業の中核拠点となっており、コンサート公演などの主催事業と貸館事業を実施しています。また、各地域の文化活動の拠点としては、地区公民館が利用されています。

郷土の歴史文化を継承するなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは、企画展や文化講座、体験学習イベントなどの文化事業を実施しています。

今後、こうした文化施設は、地域のニーズに対応するとともに、独自性と継続性のある運営を図るため、文化事業を支えるサポーターの育成などを含め、運営体制や施設管理・運営の在り方を見直していく必要です。

これまで、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化協会の活動を支援し、文化祭や展示会の開催など文化活動への町民参加と文化交流を促進してきました。また、住民の自主的な活動により、句碑の里づくりやホタルの里づくりとイベント開催など、地域活性化を促進する特色ある活動も生まれています。

心の豊さを求める志向が高まる中で、町民がより文化芸術を楽しめる機会や場づくりを進め、町内外の交流を深めていく必要があります。今後とも文化団体の自主活動や指導者の育成に努めるとともに、多様な文化情報の提供や文化施設相互の情報ネットワーク化を推進する必要があります。また、地域文化活動と交流の促進や観光誘客などの連携を進め、地域活性化とのつながりを深めていくことが重要です。

【基本方針】

芸術文化の振興体制を充実し、活動を活発化するとともに、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

【施策体系】

1. 文化活動の展開	【4-3-1】	(1) 文化振興体制の充実 (2) 芸術文化活動の推進	【4-3-1-1】 【4-3-1-2】
------------	---------	--------------------------------	------------------------

【施策】

(1) 文化振興体制の充実

①活動団体の育成

- 文化協会連絡協議会の機能を強化し、各文化協会及び各種文化団体・グループの育成、相互の交流、指導者の育成など、活動団体の育成を図ります。

②文化施設の整備

- 文化施設の機能整備を進めていきます。

③文化施設管理の強化

- 文化施設の管理について、指定管理者制度の導入検討も含め事業充実など管理運営体制の強化と効率化を進めます。

④文化による情報発信

- 観光・交流等と連携した文化イベントや施設の情報発信を強化します。

(2) 芸術文化活動の推進

①鑑賞・発表機会の充実

- 優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。

②文化事業の推進

- 文化講演会の開催や総合文化会館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館等の自主事業を推進します。

③文化芸術ソポーターの育成

- 芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるソポーターの育成を進めます。

④博物館ネットワークとの連携

- 県のハブ博物館ネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

⑤地域文化活動の支援

- 句碑の里を育てる会など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

⑥文化観光づくり

- 観光ツアー企画と文化事業を組み合わせるなど、文化観光づくりを進めます。

2. 歴史と文化遺産の継承

【現状と課題】

本町は、甲斐と駿河を結ぶ身延道（河内路・駿州往還）の中心として古くより開け、12の国指定文化財をはじめ多くの歴史文化遺産に恵まれた特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。

身延山久遠寺は日蓮宗の総本山として多くの人々の信仰を集め、年間を通じて全国各地から数多くの参拝者や観光客などが訪れています。身延山には、古来からの伝統行事をはじめ身延山宝物館の国宝・重要文化財・指定文化財、日蓮聖人草庵跡、総門、三門等の建築物、周辺の宿坊・古刹など、貴重な歴史文化遺産が集積しています。また、身延山はしだれ桜の名所であり、ゆばに代表される精進料理なども含め、国際的な歴史文化遺産としての価値を有しています。

このほかに、国指定史跡である中山金山遺跡は、戦国時代の鉱山技術を伝える貴重な遺跡です。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館では、その出土品や歴史事実を紹介するとともに、金山史研究書の刊行、企画展や公開講座などを開催しており、本町の歴史文化を発信する拠点として全国的にも高い評価を受けています。また、砂金採り体験やイベントの開催など、特色ある観光拠点となっています。

西嶋和紙の活性化拠点であるなかとみ和紙の里は、紙漉き体験施設での各地の小中学生の卒業証書づくりなどが行われています。今後も伝統技法を受け継ぐため後継者育成に努めるとともに、観光・交流との連携強化など、更なる利用促進が必要です。

これらのほか、本遠寺、門西家住宅、旧市川家住宅などの建造物、寺社が所蔵する美術工芸品、天然記念物、郷土芸能としての西嶋の神楽、下山甚句などの無形民俗文化財と多様な文化財を保有しています。また、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館があり、さらに下山大工の系譜など本町を彩る歴史文化資源があります。

これらの多様な歴史文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。また、観光・交流の振興への活用を進め、歴史と文化を感じることができるまちづくりに取り組むことが必要です。

【基本方針】

本町固有の貴重な歴史文化遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と有効活用を図ります。

【施策体系】

2. 歴史と文化遺産の継承	【4-3-2】	(1) 文化財の保護と活用	【4-3-2-1】
		(2) 地域文化の継承と育成	【4-3-2-2】

【施策】

(1) 文化財の保護と活用

① 文化財調査・保護活動の促進

- 歴史文化遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

② 文化財の活用

- 文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となる身延道ウォーキングコースづくりを進めます。

③ 専門的人材の確保

- 文化財保護等の専門的人材の確保や文化財審議委員会の活動の促進を図ります。

(2) 地域文化の継承と育成

① 郷土芸能等の伝承

- 郷土芸能や伝統技術等の伝承育成のための支援を進めます。

② 伝統文化の掘り起こし

- 地域コミュニティ活動と連携した伝統行事や伝統食など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③ 文化をいかした地域づくり

- 本町の歴史文化遺産を活用する学習教室などの開催、県のハブ博物館ネットワークと連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

④ 人材の育成

- 身延道歴史文化ガイドなどの人材育成を図り、郷土学習や観光への利用を促進します。

⑤ 文化資料の蓄積・情報提供

- 歴史文化資料のデジタル化^{*)}とウェブサイト^{*)}による情報提供を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- 歴史文化資料の集積を進めながら、展示・保管方法を検討していきます。

第5章 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

第1節 多様な交流の力をいかす

1. 町内外の交流の展開

【現状と課題】

本町では、合併後も旧3町単位の継続事業や活動もまだ多く、3町の住民相互や各種団体相互の交流機会も限られる現状にあり、情報の交流と相互理解を促進することが求められています。町民や各種団体などが多様に交流する機会と場を拡大し、相互の親睦を図り、町民の一体感を醸成し、町民の力を結集していく必要があります。

町外の地域との交流においては、旧中富町では沖縄県具志頭村（現八重瀬町）と青少年の交互訪問、旧身延町では、旧天津小湊町（現鴨川市）と姉妹都市の締結がされており、交流を継続してきました。また、かつてこの地を治め、やがて東北の地に移り住み南部藩を興した南部氏とのゆかりから、青森、岩手、山梨3県の関係9市町で南部藩交流も行われてきました。今後はこれまでの交流を見直しながら、交流目的を明確化し、まちづくりに有効な交流を進め、交流地域相互の活性化に結び付けていく必要があります。

本町は身延山や下部温泉などに多くの観光客が訪れる観光のまちであり、観光客との様々な交流もなされています。青垣俱楽部（古関）や句碑の里を育てる会（中富）のような地域住民自らの工夫による都市部等住民との交流活動を推進しているグループもあり、更に交流を力にする地域活性化への取り組みが必要です。

このような多様な交流を通じて、町民の結集力に町外の人々の力を加えて、まちづくりを推進する力を増強していくことが重要です。特に、交流の展開は、観光振興につながり、地域を訪れる人々を拡大し、観光関連事業の振興、域内消費の拡大につながります。また、交流を通じて本町を広くPR・情報発信することができるとともに、地場産品の販路拡大や田舎暮らしを求める人々の定住も期待できます。

今後とも、町内の関係組織の育成等を図りながら地域活性化に効果的な交流活動を進め、様々な分野において、本町のまちづくりを町外から応援してくれる人たちとなるパートナーを増やしていくことが必要です。

【基本方針】

町民相互の交流と相互理解を深め、一体感を醸成するとともに、本町の特性をいかして地域活性化に効果的な多様な地域間交流活動を進め、まちづくりを応援してくれるパートナーを増やしていくなど、交流を力にするまちづくりを強化します。

【施策体系】

1. 町内外の交流の展開	【5-1-1】	(1) 町民相互の交流の推進	【5-1-1-1】
		(2) 町外との交流活動の推進	【5-1-1-2】
		(3) 町内外への情報発信の強化	【5-1-1-3】

【施策】

(1) 町民相互の交流の推進

①町民の一体感の醸成

- 町民相互の親睦と融和を図るため、旧3町相互地域巡りツアーや町民交流企画、町民交流イベントの開催、各種団体等の交流と相互理解を深める機会を拡大し、町民の一体感の醸成に努めます。

②我が町を知る機会の充実

- 我が町を学ぶ再発見講座の開講を進めるとともに、町内各地区の様々な地域活動の紹介など情報提供を強化し、我が町を知る機会を充実します。

(2) 町外との交流活動の推進

①町の資源をいかした交流の推進

- 特産品送付や作物オーナー制度の組み合せなどを通じた交流事業を推進するとともに、町出身者との交流を深める機会を充実します。

②交流活動組織の検討

- 町外地域との交流を推進していく住民参画による全町的な交流活動組織を検討し、教育文化、スポーツ、産業など交流分野の拡大に努めます。
- 全国各地で活躍している身延町出身、身延にゆかりの深い人たちの情報を集め、ふるさと交流会の開催、ふるさと大使の委嘱など、まちづくりに有益な情報を収集したり、助言を得ていく仕組みを検討します。

③自主的な交流活動の促進

- 空き家や遊休農地の活用につながる交流活動など、地域活性化に取り組む住民の自主的な交流活動を促進し、支援します。(★)

④姉妹交流等の推進

- 交流目的を明確にし、交流地域相互の活性化やまちづくりに有効な交流を推進します。

(3) 町内外への情報発信の強化

①様々な機関や媒体の活用

- 田舎暮らしやふるさと志向に対応する全国的な組織と連携した情報提供、観光情報の発信との連携など、様々な機関や媒体を活用した情報提供を進め、町からの情報発信機能を強化し、効果的なイメージアップ、PRを進めます。(★)

②リアルタイムな情報発信

- 地域ポータルサイトの創設と連携し、HPやブログ^{*)}等で各種の情報発信を行っている町民や団体の参画を得て、身延町からのリアルタイムな情報発信の仕組みを強化します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 国際交流の展開

【現状と課題】

旧下部町においては、国際交流協会を組織し、フランスのシャルネイ・レ・マコン市と交流してきましたが、国際交流協会は合併時に解散となり、現在は一部民間有志の交流にとどまっています。また、旧下部町では中学生の海外への修学旅行を行ってきましたが、合併後は、下部中学校での実施だけとなっています。

このように国際交流活動は一部にとどまっています。今後の国際交流事業の在り方を検討していく必要があります。

学校教育では、外国青年招致事業（JETプログラム）により、現在4名、また、県内在住外国人3名を加えた計7名が中学校・小学校で語学指導などを行っています。また、なかとみ青少年自然の里を利用する在日外国人学校の児童・生徒と町内小中学校児童・生徒との交流が行われています。

今後とも、学校における国際理解や英語教育、国際交流機会の充実を図るとともに、町民対象の英語講座の開講など、広く外国人と町民との交流機会を拡大していく必要があります。

近年、本町にも外国人観光客が見られるとともに、工業団地従業員等の外国人登録者が増加してきており、国際理解を深めながら、国際化に対応したまちづくりを強めていくことが必要です。

【基本方針】

国際理解を深めるとともに、海外との交流、来訪する外国人、在住する外国人との交流を進めるとともに、国際化対応の地域環境を整備します。

【施策体系】

2. 国際交流の展開	【5-1-2】	(1) 国際交流の推進	【5-1-2-1】
		(2) 国際化対応の地域環境の整備	【5-1-2-2】

【施策】

(1) 国際交流の推進

①国際化の啓発

- 町民に広く国際化を啓発し、国際的な視野と知識を広げるため、生涯学習と連携した講座の開設を進めます。

②国際交流活動組織の育成支援

- 国際交流を推進するため、住民主体の国際交流組織の育成支援を進めます。

③児童生徒の交流機会の確保

- 本町の豊かな自然をいかしたなかとみ青少年自然の里などの体験型学習施設の在日外国人学校の利用促進と合わせて、町内小中学校児童・生徒との交流活動を促進します。

④英語教育の充実

- 学校教育における国際理解・英語教育の充実を図ります。

(2) 国際化対応の地域環境の整備

①外国人が暮らしやすい環境整備

- 町内に在住する外国人の生活実態把握に努めながら、外国人対応の行政サービスの在り方を検討し、暮らしやすい環境整備に努めていきます。
- 在住外国人と町民の交流機会を充実します。

②国際化対応の観光地づくり

- 外国人観光客に分かりやすい観光ガイド、外国語併記のサインや案内板の整備、外国人誘客のための観光商品開発など、関係組織や町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 定住・新定住の促進

【現状と課題】

本町は、高齢化と少子化が進む過疎の地域構造下にあり、今後も少子・高齢化が進行し、人口の減少は避けられない状況が見通されます。このような中で人口減少に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、定住促進のための様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要です。

そのため、定住できる環境整備、特に若者定住を拡大する住宅・宅地供給や子育て支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境への着実な改善、そして、地域産業の振興と新たな事業おこしの促進による就労・雇用の場の拡大が必要です。さらに、周辺地域への通勤就労環境の整備による雇用・就労の場の創出など、住み続けたい人が住み続けられるための定住環境の様々な改善をまちづくりにおいて重点的に進めなければなりません。

また、青垣俱楽部の取り組みに見られるような空き家や空き校舎、遊休農地等の活用による交流活動を推進しながら、着実に身延ファンをつくり出し、新たな定住につなげていくことも必要です。そのため、U・J・Iターン情報の提供を強化するとともに、新たな定住者の受け入れ環境を整えていくことが必要です。

【基本方針】

定住人口を確保するため、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、住み続けたい人が住み続けられるよう定住環境の改善に重点的に取り組みます。また、U・J・Iターンを促進し、新たな居住・定住者を増やします。

【施策体系】

3. 定住と新定住の促進	【5-1-3】	(1) 様々な分野での定住 促進対策の推進	【5-1-3-1】
		(2) U・J・Iターンの促進	【5-1-3-2】
		(3) 受け入れ環境の整備	【5-1-3-3】

【施策】

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

①暮らしの環境改善の重点

- 子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めます。
- 住宅・宅地供給の円滑化など、若者層が住み続けられる環境改善を進めます。
- 住宅改築や持ち家確保等への支援など定住促進に向けた新たな優遇・支援策の検討を進めます。
- 福祉と生活支援、生きがい対策など、高齢者が安心して暮らせる環境改善を進めます。

②就労・雇用の創出の重点

- 農業・林業、商工業、観光関連業の従事者の主体的な振興策への取り組みを促進し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の改善を進めます。
- 幹線道路の雨量規制の着実な改善を促進し、周辺地域への通勤就労環境の整備を進めます。
- 産業間連携による事業あこし、コミュニティ・ビジネスの起業の促進を図るとともに、事業組織の育成に努めるなど、就労・雇用の創出を積み重ねていきます。 (★)

(2) U・J・Iターンの促進

①U・J・Iターンに関する情報提供の強化

- 田舎暮らしを求める志向の高まりに対応し、本町を訪れる交流企画の実施や全国的な情報提供機関と連携して、U・J・Iターン、新ふるさと定住に関する情報提供を強化します。 (★)
- 本町の出身者との交流を通じて、団塊の世代等のふるさと回帰を促進するため、各種情報提供を強化します。 (★)

(3) 受け入れ環境の整備

①新たな定住者への支援

- 田舎暮らし情報の提供と合わせて町民有志による新定住促進組織の設立と活動を支援します。 (★)
- 空き家の利活用を含めた住宅、町内での雇用・就労情報の提供など、新たな定住への多面な支援を検討しながら、新定住の促進に努めます。 (★)

②起業や就業の支援

- 新たな定住者の経験をいかして取り組むコミュニティ・ビジネスの起業など新たな事業あこし、新規就農などを支援します。 (★)

第2節 住民が主体となる

1. コミュニティ活動の展開

【現状と課題】

本町の基礎的な自治（コミュニティ）活動の単位は、概ね集落に相当する行政区（153区）に相当し、各種の地域活動の単位となっています。組や区などの自治組織の行政に対する役割、組織系統、組織の運営方法、組織の呼称等については、旧町それぞれに相違があり、平成18年度からは、「身延町区長及び組長設置等に関する規則」を施行して機能の明確化や組織系統の統一を進めています。

また、公民館組織は、中央公民館（開発センター）を中心として、旧町単位に3地区館が、地区館のもとには分館が、さらにその下には概ね行政区単位に集落館が配置され、自治活動と連動した公民館活動が行われています。

近年は、高齢化と人口減少、就業構造の変化などを背景に、連帯感や共同意識の希薄化、地域活動の衰退が見られ、自治組織運営の大きな課題となっています。特に、山間地の集落では過疎と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて集落コミュニティ機能の維持ができなくなりつつあるところもあり、集落及び自治活動組織の再編も検討していく必要があります。

集落コミュニティは、住民自治と地域協働における基礎的な活動組織であり、今後の住民自治の強化と地域協働のまちづくりを推進していくために不可欠な活動組織です。そのため、住民自治組織としての機能が発揮される仕組みと全町的なコミュニティ組織体制の再構築を検討していく必要があります。

【基本方針】

集落コミュニティ活動組織の育成と活動を支援するとともに、住民自治意識を高め、地域協働のまちづくりを推進していくため、住民自治組織としての機能が発揮される全町的な仕組みを強化します。

【施策体系】

1. コミュニティ活動 の展開	【5-2-1】	(1) コミュニティ組織の育成	【5-2-1-1】
		(2) コミュニティ活動の活性化	【5-2-1-2】

【施策】

(1) コミュニティ組織の育成

①集落コミュニティ組織の育成

- 集落（行政区）における組織機能の明確化を進めるとともに、集落機能の低下などに対応するコミュニティ組織の再編を進め、住民自治と地域協働のまちづくりの基礎をなす集落コミュニティ組織の育成に努めます。

②公民館分館組織の充実

- 集落コミュニティ相互の連携活動などの推進母体となる公民館分館単位の事業運営組織の充実、強化を進めます。

(2) コミュニティ活動の活性化

①拠点施設の整備と自主運営化

- 公民館分館、地区公民館などのコミュニティ活動の拠点施設の整備及び集落公民館整備の支援を進めるとともに、公民館分館及び公民館事業の地域による自主運営化を促進します。

②コミュニティプラザ機能の整備

- 各支所施設及び周辺における既存施設等を活用し、地域活動の支援を図るコミュニティプラザ機能の強化を進めます。

③まちづくりを担う人材の発掘と育成

- 町民予算提案事業の推進など、住民の主体的なまちづくり参画意識の普及を図りながら、生涯学習の展開と密接に連携して、各種まちづくり情報の提供や住民自治とコミュニティ活動などについての学習講座や研修会の開催を進め、まちづくりを担う人材の発掘と育成を強化します。

④地域課題に取り組む活動への支援

- 町内における地域内分権を促進するため、地域住民自らが、創意工夫をもって地域課題の解消に取り組む住民自治活動、地域協働活動に対する財政面での支援を検討します。

2. 男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、我が国における重要な課題の一つとなっています。男女共同参画社会づくりのため、様々な取り組みが進められていますが、家庭、地域、職場等において、依然として男女の格差が私たちの意識や生活習慣の中に存在しています。

本町では、男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）を定め、男女があ互いの人権を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会づくりへの行動目標を定めています。

今後は、様々な機会を捉え、性別役割分担意識の是正を働きかけるとともに、男女共同参画を基本とする学習と啓発機会の拡充、政策決定における女性の登用などに力を注ぐことが大切です。また、育児・介護支援の充実や就業機会の拡大などを通じ、「女性の社会参加」・「男性の家庭参加」がしやすい環境づくりを進める必要があります。

女性を中心となって活動を進めている組織としては、食生活改善推進員会、愛育会、交通安全母の会、消費生活研究会などがありますが、女性の社会参画の核となる推進組織として位置付け、一層の支援を進めることが必要です。

【基本方針】

男女があ互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、意識改革を進めるとともに推進体制を整備し、女性の力が発揮される場づくりと活動を促進します。

【施策体系】

2. 男女共同参画	【5-2-2】	(1) 男女共同参画意識の浸透	【5-2-2-1】
		(2) 男女共同参画の環境整備	【5-2-2-2】

【施策】

(1) 男女共同参画意識の浸透

①推進体制の整備

- 男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）の実践を推進するため、推進本部、町民による推進委員会を設置し、総合的な施策を進めます。

②意識改革への啓発

- 講演会やフォーラム等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識の是正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。
- 生涯学習や公民館活動、学校教育における男女平等教育を推進します。

(2) 男女共同参画の環境整備

①女性の参画の場の拡大

- まちづくり懇話会やコミュニティ活動などへの女性の参画を促進するとともに、政策決定の場への参画、各種審議会等への女性の登用を進め、男女共同参画を促進します。
- 女性組織のネットワークづくりとリーダー等の人材育成を推進し、女性自ら力を付けていく活動を支援します。

②就労環境の整備

- 就労のための条件整備、女性の多様な働き方への支援を進め、男女が共に助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。
- 「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」に基づき、女性が働き続けられるための子育て環境、保育サービス、学童保育などの充実を図ります。
- 女性の能力をいかす特産品販売など、起業講座を開講するなど、女性のビジネス意欲を高め、起業を促進します。（★）



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 住民と行政との情報交流

【現状と課題】

住民自治の強化と地域協働のまちづくりを進めるためには、住民のまちづくりへの関心を高めるとともに、住民と行政相互の情報の交流・共有が不可欠です。情報の交流・共有とは、行政運営や施策事業についての住民への様々な情報提供を進めながら、住民の意向やニーズを把握し、まちづくり施策に反映することであり、住民と行政双方が地域課題の解決に向けて共に考え、意見を交わし合う仕組みを円滑に進めていくための基礎となるものです。

本町では、町広報誌や議会広報、SCTによる放送、防災行政無線を活用した放送、またホームページなどにより様々な行政情報を提供しています。今後とも、「身延町情報化計画」の実施による町民への情報提供の一層の充実を図っていく必要があります。

広聴活動においては、ホームページで意見募集を行うとともに、各種の事業実施にあたって関係住民との懇談会等を開催しています。その他、審議会等の各種の諮問審議機関があり、事案に応じて開催しています。今後は、住民自治の強化や地域協働のまちづくり推進に効果的で、多くの町民参画が得られる多様な広聴方法を検討していく必要があります。

本町では、「身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例」に基づき、情報の公開を実施しています。行政からの説明責任を果たし、透明性と信頼関係を確保するために、今後も積極的に情報公開していくことが求められており、文書管理の徹底など公開体制を整えていく必要があります。

また、町民の町政への一層の関心度を進めるため、制度的な運用だけではなく、地域や現地に出向いての出前講座の実施など、各種の行政情報を分かりやすく公開していく方法も必要になっています。

今後とも、住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる、双向型の情報交流の仕組みを充実していく必要があります。

【基本方針】

多様な手法による広報・広聴活動を推進するとともに、適正な情報公開を実施し、行政の透明性を高めます。また、出前講座の実施など、職員が出向いて地域の理解を深め、町民との信頼関係を築いていきます。

【施策体系】

3. 住民と行政との 情報交流	【5-2-3】	(1) 広報・広聴の充実	【5-2-3-1】
		(2) 情報公開の推進	【5-2-3-2】

【施策】

(1) 広報・広聴の充実

①広報媒体の充実

- 町民と行政の情報の共有化を強めるため、地域情報化の推進と連携した広報誌や議会広報誌、ホームページなど広報媒体の充実に努めます。

②双方向型の情報交流

- 住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる双方向型の情報交流の場として、懇談会の開催や住民からの要望にこたえる出前講座などの実施を進めます。

③パブリックコメント制度^{*)}の検討

- 町政の重要な計画や条例等の素案等を公表し、町民意見を公募し、政策等立案に反映させるパブリックコメント制度の検討を進めます。

④ワークショップの活用

- 地域課題をテーマとする町民参画のワークショップの開催を進め、提言を施策に反映していきます。

(2) 情報公開の推進

①文書等行政資料管理の強化

- 各種文書、各種の統計データなど、行政文書資料の収集管理体制の強化や文書管理システムの構築により、的確で迅速な情報公開を進めます。

②制度の適正な運用

- 町情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用に努めます。

4. 地域協働のまちづくり

【現状と課題】

地方分権の進展に伴い、これまでのような行政主導によるまちづくりから住民主導のまちづくりに脱皮していく、新たなまちづくりの仕組みへの変革が必要となっています。地方自治体は、これまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、地域住民・コミュニティ組織・各種団体・NPO・企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。

本町では、集落コミュニティや各種団体の主体的な活動を支援してきましたが、これまでの活動は、旧町を単位とした活動が多く、町全体の活動に展開していく仕組みが弱い現状にあります。そのため、活動団体相互の交流や連携を進め、まちづくりを担う組織として育成していくことが必要です。特に、コミュニティ活動の強化を図るとともに、公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成が必要です。

また、住民の自主的な活動を促進するため、平成17年度から「身延町まちづくり推進事業」を創出し、地域の創意と工夫に基づいて、活力ある住みよいまちづくりに資する諸活動を推進するグループの育成と、事業を補助支援しています。平成18年度からは、「行政改革大綱・集中改革プラン」の樹立に基づいて、地域協働のまちづくりを推進するための町民活動支援担当の設置や、団体等組織化や活動の自主運営化の促進、町民からの提案に基づいて一定の予算を充当し、事業実施していく「町民予算提案事業」などを推進しています。

今後とも、住民自治意識の高揚と自主的なまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、地域課題の解消に向けて、公共的なサービスを行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを円滑に推進する仕組みを構築し、主体的な活動を助長するための支援体制を一層充実していくことが必要です。

【基本方針】

分権社会に対応した町民主導のまちづくり活動を進めていくため、住民自治の確立と地域協働を進めていく指針を樹立するとともに、住民自治意識の高揚を図りながら、まちづくりを支える人材や公共的なサービスを担う多様な主体を育成するほか、主体的な活動を支援します。

【施策体系】

4. 地域協働の まちづくり	【5-2-4】	(1) 地域協働の仕組みづくり	【5-2-4-1】
		(2) まちづくり協働活動の展開	【5-2-4-2】

【施策】

(1) 地域協働の仕組みづくり

①地域協働の指針の制定

- 住民自治と地域協働のまちづくりの仕組みを強化するため、町の制度としての指針を定める基本条例の制定（仮称「住民自治と協働のまちづくり基本条例」等）を町民との協働で進めます。

②協働意識の高揚と活動組織の育成

- 生涯学習と連携したまちづくり研修会、出前講座やフォーラムの開催などを通じて、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人材養成を進めます。（★）

- 公共的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO、コミュニティ・ビジネス事業体、民間事業所など多様な主体の育成を図ります。（★）

③町民活動支援担当の配置

- 本庁及び各支所において地域活動を支援するため、コミュニティ組織や各種団体、活動グループ等の人材育成、相互の情報交流、活動資金調達等への助言、コーディネート調整機能などを担う町民活動支援担当の配置と機能強化を図ります。（★）

④まちづくり組織の設置

- 地域審議会との連携の中で、その機能の全町的視野への拡大を図り、まちづくり組織設置への取り組みを進めます。

⑤事業計画から評価までの各段階での住民参画促進

- 事業等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の事務事業への参画を促進します。

(2) まちづくり協働活動の展開

①ともに考える機会の充実

- ワークショップの開催などを通じて、町民と行政相互が情報交流しながら、地域課題の解決に向けた対策と地域協働の活動などについて、共に考える機会を充実します。（★）

②地域協働を促進する事業の拡充

- 自主的なまちづくり活動を助成するまちづくり推進事業や地域協働のまちづくりの気運を醸成する町民予算提案事業など、地域協働を促進する事業を更に拡充します。（★）

③まちづくり自生活動の支援

- 地域の創意、工夫に基づいた快適な生活の実現、地域経済の活性化のための事業など、地域課題の解消に取り組む多様な主体によるまちづくり活動やコミュニティ・ビジネスを積極的に支援します。(★)

④自主運営化の促進

- 各種団体活動や公民館等の各種講座等の自主運営化を促進するとともに、一部行政が運営している公民館分館の自主運営化を促進します。

⑤業務委託の推進

- まちづくりを担う多様な主体の育成を図るとともに、指定管理者制度や業務委託等による施設管理、各種事務等の業務委託を段階的に進めます。(★)



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 行財政改革を進める

1. 行政運営の効率化

【現状と課題】

町における行政運営の現状は少子高齢化による人口減少が著しく、同時に地方分権型社会の進展等々、行政を取り巻く環境はしだいにに厳しいものとなり、特に情勢の早さに対応しきれず、町の財政面における将来への不透明感はその影を大きくしており不安要素が多く厳しい環境下にあります。

こうした中、これまでのように各種計画に基づいた事業や「あれも」「これも」と拡大してきた様々な行政サービス、今まで通りの職員意識等々これまでの行政運営について考え直す必要があります。

特に、今後の行政運営を考える上での課題として「職員の意識改革」、「行財政の健全化」、「町民自治の充実」を基本とし、「人事評価制度導入」、「行政評価制度導入」、「事務事業の整理合理化」、「情報公開の推進」など評価と検討、公表、再評価等々を繰り返し、透明性の高い行政運営に心がけながら、前節に挙げた「町民と協働のまちづくり」実現に向けて、行政運営の改革を積極的に取組む必要があります。

こうした取組みが行政運営改革の第一歩として、町の進むべき方向を示し、未来あるまちづくりの指針とし進むことが必要です。

また、合併の際それぞれ旧町において行政運営の方法等異なる部分について、合併前後から大部分が統一され現在に至っていますが、まだ一部調整を必要とする部分があり、合併協定書に沿って調整を進めることも課題となっています。

【基本方針】

行政改革大綱・集中改革プランを実践し、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実を図り、限られた財源と人材を有効に活用し、新たな行政課題に柔軟に対応し得る、小さくて効率的な役場経営を目指します。

【施策体系】

1. 行政運営の効率化	【5-3-1】	(1) 行政組織と人事管理の適正化	【5-3-1-1】
		(2) 行政事務の改善	【5-3-1-2】

【施策】

(1) 行政組織と人事管理の適正化

①行政組織・機構の改善

- 事務事業の見直しを進めるとともに、定員適正化計画に連動した、またその

時代において最も望ましい組織・機構の編成に努めます。

②本庁と支所の在り方の検討

- 町民活動支援担当の配置と機能強化と合わせ、本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、それに伴う組織体制などについての検討を進めます。
- 本庁及び支所を地域づくりの拠点とし、各種団体やグループ等の支援、また情報提供、コーディネート等行う他、NPO法人やコミュニティ・ビジネス設立の支援等を行います。 (★)
- 新庁舎については財政面や新たな合併を視野に入れて検討します。

③職員の育成

- 人材育成基本方針に基づき計画的、積極的に職員研修を推進し、職員の意識改革を促進するとともに、地方分権型社会に対応できる能力と資質を持った職員の育成に努めます。

④職員の人事諸制度の充実

- 職員の持つ多様な能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的、継続的に把握・評価する人事評価制度を確立します。
- 人材育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置など、効率的な人事異動を実施します。

(2) 行政事務の改善

①行政評価制度の導入と事務事業の見直し

- 予算編成、政策形成に連動するPDCAサイクル^{*)}を行う行政評価制度の導入を進めるとともに、評価結果を町民に公表します。
- 行政評価制度の活用などにより、必要性・優先性・効率性など町民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の継続的な見直しを進め、事務事業の整理合理化を図ります。

②民間活力の導入

- 公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成を進めながら、指定管理者制度の導入、行政評価を踏まえた業務の民間委託を適正に進めます。 (★)

③積極的な情報公開

- 町民との信頼関係を深めるため、より多くの情報を積極的に公開し、透明性の高い役場を目指します。

④経営意識の浸透

- 目標実現への課題解決に向けて、限られた地域経営資源を効果的に運用することにより、最小の経費投入で最大の成果を生み出していく経営意識の定着と経営能力の向上を図り、目的指向・成果重視の役場経営を進めます。

⑤合併に伴う課題の解決

- 合併に伴い一部相違している事務事業について、合併協定書に沿って調整を進めます。

2. 財政運営の健全化

【現状と課題】

本町の歳入の状況は、自主財源の多くを占める町税等の地方税が減少し、地方交付税等に大きく依存しています。財源のうち最大の地方交付税は、三位一体改革^{*)}の推進により年々減少しつつあり、また、税源委譲についても不透明であることから、今後の財源確保と財政の安定化が大きな課題となっています。特に、歳入の伸びが期待できない状況において、義務的経費が増大するとともに、財政構造全体の硬直化が加速していくことが懸念されています。

このような財政見通しの中で、大きな税収を望めない本町としては、町税収入などの財源確保対策、優先順位による事業の取捨選択や事業の見直しを着実に進める一方、過疎対策事業債、合併特例債の有効活用、補助事業の導入によって諸事業を開拓するとともに、事務の効率化や人件費の抑制などによる経費の削減、受益者負担の適正化などを図り、財政の健全化に努める必要があります。

また、今後本格的な税源移譲が進む中で、より自主・自立した財政運営が必要となります。多様化、高度化する行政需要に対応するためには、行財政改革を着実に進め、より効率的な予算配分が必要です。このため、行政評価制度と連動した経営的手法を重視した財政運営への取り組みが必要です。

【基本方針】

自主財源の確保に努める一方、事務能率の向上や経費の削減、財産管理や受益者負担の適正化を進め、硬直化しつつある財政の健全化を図ります。また、公共的サービスの向上と経費の削減に結びつく民間活力の効果的な活用を積極的に進めます。

【施策体系】

2. 財政運営の健全化	【5-3-2】	(1) 財政基盤の安定化の推進	【5-3-2-1】
		(2) 財政運営の適正化の推進	【5-3-2-2】

【施策】

(1) 財政基盤の安定化の推進

①財源の確保

- 地域産業の活性化支援、定住促進対策など、自主財源を確保する重点施策・事業の強化を図ります。
- 町民の納税意識の高揚への啓発や相談体制の強化を図るとともに、課税評価や収納管理業務の充実を進め、収納率向上に努めます。

- 交付税措置のある地方債の有効活用、有効な補助事業の導入による諸事業の展開に努めます。

②経費の節減

- 事務事業の整理合理化、職員の定員管理を進めるとともに、組織機構のスリム化、公共施設の統廃合を含め、経費の節減に努めます。

③受益者負担の適正化

- 事業の公共性や政策的側面を考慮しながら、受益と費用負担のバランスを検討し、受益者負担の適正化を進めます。

(2)財政運営の適正化の推進

①予算編成手法等の検討

- 行政評価の成果を反映し、より効果的な事業が執行されるよう、実施計画、予算が連動した成果主義に基づく、弾力性のある新たな予算編成手法等を検討します。

②補助金の適正化

- 各種団体等の統合と自立の向上を促すとともに、費用対効果などを検証し、補助金の内容見直しを進めます。

③公営企業の経営改善

- 水道、下水道事業等の経営状況の把握・分析を行うとともに、経営計画を策定し、採算性を重視した経営改善に向けての取り組みを進めます。

④効果的な民間活力の活用

- 業務の効率と質を高め、経費の削減に結び付く事務事業について、民間委託等を積極的に進めるとともに、公共施設管理運営の指定管理者への移行と業務内容の向上を促進します。
- 大規模な建設事業等の計画にあたっては、PF¹⁾手法による事業実施についても検討し、より効率的、効果的に事業を進めるには如何なる手法を探るべきか多面的な検討を行います。

⑤地域協働事業の推進

- 新しい公共空間の形成に向けて、公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などと連携を図りながら、行政が担うべき役割を明確にし、町民と行政の分担と連携による地域協働のまちづくり事業を推進します。 (★)

⑥財政情報の提供

- 町民に分かりやすい財政状況の情報提供や予算書の作成と公表に努めます。
- 本町が保有する資産・負債の状況等を明らかにするバランスシート²⁾の作成と公表など、新たな財政情報の提供を進めます。

3. 広域連携の推進

【現状と課題】

本町は、市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、南部町とともに峡南広域行政組合を組織し、消防本部、計算センター、特別養護老人ホーム・養護老人ホームを共同で運営しており、また、情報ネットワーク構築、観光情報の発信など峡南圏域の振興に関わる広域事業を実施しています。さらに、市川三郷町（旧六郷町の地域）、早川町、身延町で峡南衛生組合を組織し、ごみの収集と処理施設、し尿・汚泥処理施設、火葬場を運営しています。早川町とは飯富病院を共同で運営しています。

観光面では、富士川地域・身延沿線観光振興協議会や富士川流域王国運動に参画して広域的な観光振興を図るとともに、峡南地域で推進している富士川農林学校で、広域連携によるグリーン・ツーリズムを推進しています。

さらに、中部横断自動車道の早期着工などに向けて中部横断自動車道建設促進連絡協議会を結成して、共通課題に対応しています。

防災面では、富士北麓地域 7 市町村で構成する富士山火山防災協議会、山梨・静岡 17 市町村で非常時の相互応援協定などを締結している環富士山火山防災連絡会を組織し、また、静岡・神奈川・山梨 3 県と関係自治体で構成する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議では、観光振興や防災など多様な課題に対応しています。

今後とも、周辺地域と連携して施設共同利用や共通する課題の解消に取り組むとともに、幅広い交流活動を地域活性化にいかしていくことが必要です。広域圏の枠を越えた各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことが重要になります。

なお、県では新市町村合併特例法に基づき、市町村再編について合併推進構想を公表し、将来的な峡南市など県内 7 市への再編が示されています。このような新たな合併の動きに対応し、市町村の新たな枠組み再編を視野に入れた広域行政の展開が必要になっています。

【基本方針】

新たな合併を視野に入れた、より有効な広域的事務事業を推進します。また、広く各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と協働し、地域課題の解消を図る事業を進めます。

【施策体系】

3. 広域連携の推進	【5-3-3】	(1) 広域行政の展開	【5-3-3-1】
		(2) その他連携事業の推進	【5-3-3-2】

【施策】

(1) 広域行政の展開

①広域圏事業の充実

- 峡南広域行政組合の事業運営など広域事業の充実に努め、広域圏の地域活性化を図ります。
- 関係市町村との連携・協力のもと、新たな公共的サービスの広域事業化や新たな合併を視野に入れた広域事業の在り方について、研究・協議を進めます。

②広域的な情報ネットワークの強化

- 情報通信ネットワークの相互接続性・運用性やセキュリティ確保についての連絡・調整を図り、広域的な情報ネットワークの強化を進めます。

(2) その他連携事業の推進

①幅広い共通課題への対応

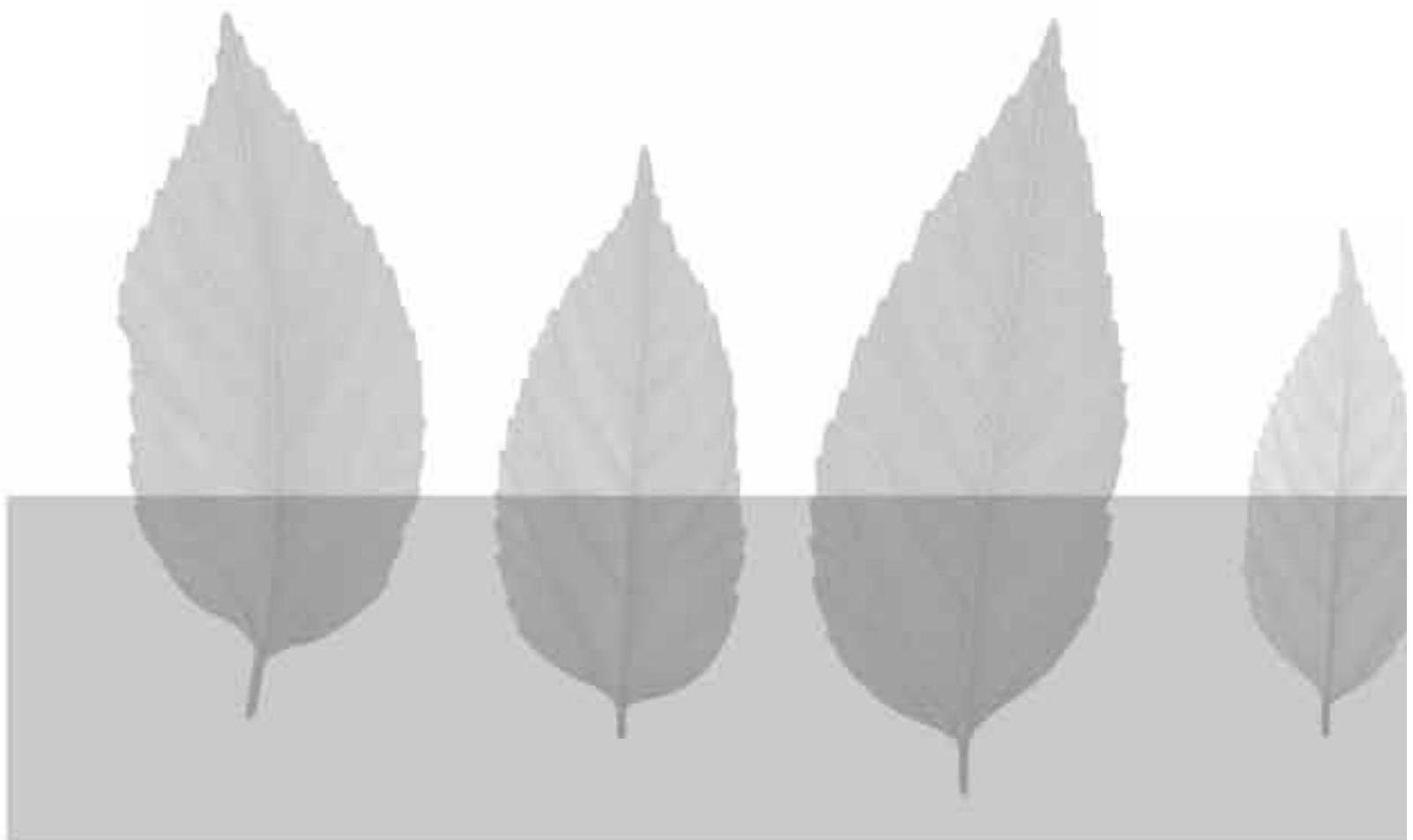
- 広域市町村圏域や県境を越えた地域との各種連携事業の推進に努め、相互に共通する課題に対応するまちづくり連携を進めます。

②多様な連携事業の推進

- 災害時の相互支援協定、観光や物産の相互PRなど遠方各地の自治体・企業や業界団体等との交流を活発化し、相互の協力関係を築き、地域課題を解消する効果的な連携事業の推進を図ります。
- 地域活性化課題に対応し、研究機関や大学、企業等と協働した産学官連携による調査研究を進めます。



資料編



1. 総合計画審議会

(1) 諒問

身企発第7-4号
平成18年7月27日

身延町総合計画審議会会長
佐野正彦 殿

身延町長 依田光弥

身延町総合計画について（諒問）

身延町の総合的かつ計画的な行政運営の基本方針となる、新しい身延町の総合計画基本構想・基本計画を策定するにあたり、身延町総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会に諒問します。

(2) 答申

平成19年1月29日

身延町長 依田光弥 殿

身延町総合計画審議会会長
佐野正彦

身延町総合計画について（答申）

平成18年7月27日付け身企発第7-4号をもって諒問を受けた身延町総合計画について、慎重審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たので、ここに答申する。

(別紙)

答申書

本町は平成16年9月13日に下部町、中富町、身延町の3町が合併し、新たに身延町として誕生した。合併後の行政運営においては、その合併効果を十分に活かせるまちづくりが必要であり、現在、新たな町づくりの指針となる総合計画の策定が進められている。

今回、諮問を受けた総合計画（素案）は合併時に策定した新町建設計画の内容を尊重しつつ、少子高齢化の著しい進行、地方分権による自主自立、国や地方を通じての厳しい財政事情などの背景を踏まえ、住民と行政の役割分担を重視し、合併前の3町が築いてきた歴史、文化、資源などを活かしながら、協働のまちづくりを進めることを基本として記述されている。また、その将来像を新町建設計画と同様に『やすらぎと 活力ある ひらかれたまち』としている。

当審議会では諮問を受けた総合計画基本構想及び基本計画について、全体会及び3つの部会において慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当であると判断したが、一部について下記のとおり原案修正をすることが適當であるとの結論に至った。

なお、審議過程で出された主な要望意見等も記したが、今後の施策展開に向けて留意頂くとともに、10箇年にわたる長期の計画となるため、社会経済情勢の変化や住民ニーズを的確に捉えるなかで、適宜、計画の見直しを行い、効率的且つ効果的な行政運営に努められることを要望する。

記

I 基本構想について

第1部 序

第2章 身延町のまちづくり課題

4. まちづくりの主要課題 (環境保全に関する記述)

環境保全は本町にとって、最も重要な課題の一つであり、特に豊かな自然に育まれた自然環境はかけがえのない貴重な財産である。これらを踏まえると現在の表現では、やや弱いと思われる所以、町の意志として強く表現すべきである。また環境保全や防災の観点から、より慎重な対応が求められる開発計画について、それへの町の取組姿勢を表現すべきである。

第2部 基本構想

第1章 まちづくり将来像

3. 土地利用と機能整備の方向

(新たな中核拠点に関する記述)

ここでは新庁舎建設の方向性に関する記述や新庁舎も含んだ都市機能の集積に関する事項について場所が特定される形で表現している。基本構想全体を眺めたとき、この部分の記述は他に比較して特に具体的であると感じられる。

のことから、1点目として、この部分についての場所を特定する或いは特定される表現は避けるべきと考える。2点目として、10年間の計画期間の中での表現とすれば、現在本町が置かれている諸状況等を踏まえたとき、「中核拠点機能を集積する」という表現はあまりにも財政面等からの検討の視点が稀薄であり、表現を検討する必要がある。

更に、新庁舎建設については新たな合併構想にも深く関係する事項であり、こうした将来的な動向をも踏まえての表現が必要と判断する。

また、このことを表すイメージ図についても場所が特定される形の表現となっているが、この修正も併せて行う必要がある。

II 基本計画に記述を追加すべき事項

第3部 前期基本計画

第1章 暮らしの環境を改善する

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

(2) 地域防災体制の強化

災害から身を守るために、或いは被害の未然防止を図るために、適切な情報提供が必要である。富士川沿い地域はもとより、特に山間地は災害危険箇所も多い状況にあり、山間地における災害危険箇所等の情報提供の充実を記述する必要がある。

また、土砂災害は近年における森林荒廃が大きな発生原因となっており、森林の適正な管理が必要不可欠である。土砂災害の未然防止の観点からも森林の適正管理について記述すべきである。

防災体制の強化は東海地震等を想定すると、たいへん重要な課題である。特に地域におけるリーダーの育成も重要であり、これについても防災体制の強化の中に記述する必要がある。

5. 防犯対策の充実

(3) 地域防犯活動の推進

児童生徒の安全確保には、地域との連携が重要であり、特に登下校時には地域のボランティア等による防犯活動が大きな力を發揮する。

スクールガード等による活動について、推進する必要があり、これを記述すべきである。

近年における警察官配置の見直しの中で、駐在所勤務警察官の転出による配置替えが進められている。しかし、地域の防犯活動に果たす警察官の役割ははかりしれないほど大きなものとなっている。地域の安全確保のために、都市部に偏在しがちな警察官の配置について、その適正化が必要である。警察官の増員要請とともに適正配置についても表現すべきである。

地域防犯活動の推進には各種防犯組織との連携が重要となる。各種防犯組織との連携を、より強める表現を加えるべきと判断する。

第3章 発展の活力をつくり出す

第1節 基盤の強化

2. 交通網の整備

(5) 道路環境の整備

④「除雪・凍結防止の充実」と⑤「幹線町道の除草の促進」の施策ではかなり細かい内容を記述しているような印象を受ける。これらの事項は地区のコミュニティにおける行政との協働に深く関連している事項と考えられるので、これを③「地区コミュニティ活動による道路維持」への協力の表現へ入れ込む形での表現のほうが適切であると考える。

また、昨今の補助金削減等の事情を勘案すると、道路整備については「地域再生法（みちづくり交付金等）」による整備も視野に入れておく必要があり、同法を活用した道路整備の方向についての表現を加えるべきである。

4. 地域情報化の推進

地上波デジタル放送の開始に向けてのCATV整備について記述がされている。多くの課題を抱えているなかで、CATV整備計画を進めるにあたり、SCTにおける自主放送についてどのような方向性を持って事業を進めようとしているのかが記述されていない。合併協議においても大きく取り扱われ、関心の高い事項であるので、その方向性を記述すべきである。

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

(1) 農業生産基盤の整備

鳥獣害による被害が深刻化していることを踏まえ、鳥獣と人間の住む場所の緩衝地帯にあたる里山の整備などを、地域協働により整備していくという観点が必要である。このことについての表現を加えるべきである。

(5) 農林産物の流通・販売の強化

生産・農産物直売・食品加工などに取り組むグループの育成という表現がされているが、育成していくには施設の整備も視野に入れる必要があり、このことを含めて表現すべきである。

2. 商業の振興

(1) 地域商業の育成

地域商店街は、日常生活において無くてはならない大変重要な役割を持ち、地域での利便性の高い生活に多大な貢献をしている。

近年、地域商業を巡る環境は大変厳しいものとなっているが、地域住民の利便性の高い生活環境を維持するため、地域商店街の育成についての表現を加えるべきである。

4. 地場産業の振興

(1) 伝統産業の振興

西嶋和紙については、販路を拡大していくことが、現下の厳しい経営環境にある和紙産業振興の活路であると考える。こうしたことから、販路開拓・拡大を視野に入れ、伝統的な産業を保全するという表現を加えるべきである。

(2) 特產品づくりの推進

地域ブランドが脚光を浴びている現在、身延でも「ゆば」や「曙大豆」にはその要素があると考える。これらを育ててしっかりとした身延ブランドにしていくために、その表現を加えるべきである。

5. 観光の振興

(1) 観光推進体制の強化

町内には遊休施設等もいくつかあることから、これらの有効活用を考える必要がある。特に、廃校になった学校や勤労センターなどはスポーツ合宿と絡めた利用が可能かと考えられる。観光地と連携し、こうした遊休施設の活用を前提とした、利用者の誘致を積極的に進め、観光の活性化に結びつけることが必要である。このことを、施策の中に加えるべきである。

第4章 人と文化を育む

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

(3) 健康な児童・生徒の育成

最近いじめ等による児童・生徒の自殺が大きな社会問題となっている。家庭、地域、学校と三位一体となってこの問題を考える必要がある。学校教育においても、一人ひとりが自身を大切にし、他人への思いやりや命を大切にする心を育成することが必要であり、これを記述すべきである。

第5章 協働のまちづくりを進める

第1節 多様な交流の力を活かす

1. 町内外の交流の展開

身延町は産業、文化、教育等の分野において、多くの著名人を輩出している。こうした方々の人材バンクをつくり、協力を得て、文化交流などを進め、身延町を全国に知らしめ、全国から誘客を図るような取組が必要と考える。このことを「町内外の交流の展開」の項に加えることが必要である。

III 実施計画策定等施策展開への要望事項

第1章 暮らしの環境を改善する

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

(2) 地域福祉活動の展開

現在、沢山のボランティアグループが活動を実践している。こうした団体のPRや育成も重要だと思うが、将来を展望したとき若い世代の長期的育成が最も重要なってくる。将来、子供が当然のこととして自然にボランティアに係わっていくことができるようなボランティア教育等により、若い世代（小・中学生含む）の育成に重点を置いた施策展開を要望する。

2. 高齢者福祉の充実

(4) 生きがい対策の充実

生きがいを持って生活を送ることは、健康保持・介護予防に大きな効果を發揮する。従来からの寝たきり介護支援はもとより、体を動かし寝たきりにはならな

いような、生涯学習等と連携した生きがいづくりを強化するための施策を要望する。

3. 子育て支援

(2) 子育て支援体制の充実

子育て支援の体制は、少子高齢化の身延町にとって最重要課題だと考える。実施計画作成にあたっては、先進地の視察等をおこない、良い事例はもちろん、他にない身延町ならではの魅力ある子育て支援施策を打ち出すよう要望する。

第2節 快適なくらし

1. 住宅・宅地の整備

住宅・宅地整備施策は若者定住の観点から最も重要な施策のひとつであり、需要の多いところに的を絞った宅地開発や分譲など、若い世代に住みやすくなるような実施計画を作成することを要望する。

また、公営住宅等の建設にあたっては的確な入居者ニーズや入居予測の把握等により効率的で効果的な事業実施に努めるとともに、既存公営住宅等の有効利活用が図られる取組を要望する。

第3節 安心な暮らし

2. 保健・医療の充実

(2) 健康づくり活動の促進

昔からあった愛育会（班）が設置されている地域と、設置されていない地域がでてきてしまっている。

地域のことを考えれば、愛育会（班）という組織は必要であると考える。町の指導の中で愛育会組織の充実を積極的に推進することを要望する。

(3) 地域医療体制の強化

町内には産婦人科がなく、妊娠婦の方は甲府等の産婦人科に通っている現状であり、いざ出産というときに1時間をかけて行かなければならない。それが少子化の一因とも考えられる。

町内の病院への産婦人科設置について、町で積極的に推進することを要望する。

第2章 うるおいの環境を保全する

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全

(2) フィールドミュージアムづくり

ボランティアの必要性が強調されている。県の環境ボランティア、N P O等も必要であるが、最も身近な町民がボランティアとして活躍出来るような活動の場づくりやボランティア環境の整備を要望する。

第3節 美しい景観と憩いの環境

2. 公園・憩いの空間整備

(2) 地域協働の管理

ボランティアは今後の行政運営においても大変重要な役割を果たすものと考えている。町民ボランティアが十分に活用されるよう、現在活動している町

民ボランティア組織や、ボランティアに対するニーズを総合的に把握するとともに、これらの基礎データが効率的に活かされる、仕組みづくり、体制づくりを要望する。

第3章 発展の活力をつくり出す

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

計画的な街づくりの観点や開発を規制するという観点からも、街づくり三法のひとつである都市計画法を導入することは重要であると考える。こうしたことから現在の身延地区の都市計画区域の拡大を実施計画の段階において積極的に進めることを要望する。

また、大型店舗に関連した開発がいくつか見られたが、商業者の保護の観点からも、法律で許される範囲での開発規制を町独自で検討されることを要望する。

今後における大規模土地利用関係事業として中部横断自動車道の建設が挙げられる。大量の建設発生土が見込まれるが、これの有効活用を進められるよう要望する。

2. 交通網の整備

(3) 県道整備の促進

国道300号線の本栖みちについては紅葉が素晴らしいことで有名であるが、赤色が少ないということも指摘されている。実施計画策定に向けては自然景観を含めた周辺環境の整備を視野に入れ、さらに魅力あるものにすることを要望する。

主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間のバイパス構想については、地域間交通の利便性向上のために大変重要であり、早期実現に向けた積極的な働きかけを行うよう要望する。

(4) 町道等の整備の推進

林道三石山線の全線開通を視野に入れ、広域観光道路としても活用できるような位置付けを要望する。

第2節 産業の振興

5. 観光の振興

富士川流域王国についての記述があるが、広域的な町の連携の中で観光魅力を高め、これを観光振興に結びつける必要があると考える。こうしたことから富士川流域王国運動を効果的に推進する施策展開を要望する。

第4章 人と文化を育む

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

図書館司書の設置については、4校を2名で兼務している現状である。専任の図書館司書配置の有無により、子供の読書への関心や読書教育の効果が大きく変化する。各学校に1人ずつ図書館司書を配置する方向での施策展開を要望する。

第5章 協働のまちづくりを進める

第1節 多様な交流の力を活かす

3. 定住・新定住の促進

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

定住促進に住宅施策は重要事項である。特に宅地分譲は定住という観点から効果的である。宅地分譲を進めるにあたっては、その立地条件に留意し、魅力の高い箇所を選定することなどにより、短期での分譲が完了するよう、効率的且つ効果的な施策展開を要望する。

第2節 住民が主体となる

3. 住民と行政との情報交流

地域審議会は合併時に旧町毎の均衡有る発展を図るため設置された。町の重要施策等を決定するにあたり、その審議機能が十分發揮されるよう更に取組を進めることを要望する。

4. 地域協働のまちづくり

住民の行政への関心を高め、住民の参画を得ていくためには、住民意識を高めるためのリーダー養成が重要である。地域づくりの核となるリーダー養成のために、計画的な研修プログラムを実施するよう要望する。

(3) 審議会委員

身延町総合計画審議会委員名簿

(敬称略 順不同)

所 属	職名	氏 名	備 考
学識経験	会長	佐野正彦	
学識経験	副会長	大倉はるみ	
身延町議会 総務常任委員長	委員	樋川貞夫	平成17年11月9日まで
		川口福三	平成17年11月10日から
身延町議会 教育厚生常任委員長	委員	望月邦彦	平成17年11月9日まで
		奥村征夫	平成17年11月10日から
身延町議会 産業建設常任委員長	委員	草間天	平成17年11月9日まで
		穂坂英勝	平成17年11月10日から
公募	委員	望月長業	
公募	委員	佐野博文	
公募	委員	磯野澄也	
身延町商工会長	委員	加藤基道	
身延山観光協会長	委員	田中邦久	
下部観光協会長	委員	依田武司	
身延町教育委員長	委員	笠井義仁	平成17年11月27日まで
		一宮嘉孝	平成17年11月28日から
身延町農業委員会長	委員	近藤正一	平成17年11月9日まで
		磯野松市	平成17年11月10日から
身延町社会福祉協議会長	委員	赤池修	平成17年11月7日まで
		佐野昌夫	平成17年11月8日から
身延町文化協会 連絡協議会長	委員	広島公男	
身延町消防団長	委員	笠井万氾	
身延町森林組合長	委員	佐野馨	
学識経験	委員	千須和百合子	
学識経験	委員	渡辺ちよ	
学識経験	委員	小笠原武士	

2. 身延町総合計画策定の経過

日時	項目	内容
平成17年 4月～5月	策定体制の準備	府内策定組織、審議会、策定方針等の準備
5月31日	総合計画策定委員会・専門部会 合同会議	策定体制、作業スケジュール等について
7月 4日	総合計画審議会委員委嘱式及び 第1回総合計画審議会	策定体制、予定スケジュール、町民アンケート 調査票について
7月中～下旬	まちづくり町民アンケート調査の実施	18歳以上の町民 3,000人抽出
7月～8月	まちづくり分野シートの作成	
9月上～中旬	まちづくりヤングエイジアンケート 調査の実施	高校生年代 170人抽出
9月下旬～10月中旬	まちづくり団体意向調査	町内 55団体
9月 6日	各課ヒヤリング	保育課、観光課、企画課、下部支所、 出納室
9月 7日	各課ヒヤリング	環境下水道課、水道課、土地対策課、 財政課
9月 8日	各課ヒヤリング	町民課、税務課、議会事務局、身延支所、 生涯学習課
10月 4日	各課ヒヤリング	文化振興課、学校教育課、建設課、総務課
10月 5日	各課ヒヤリング	福祉保健課、産業課
10月12日	総合計画作成トップヒヤリング	町長、助役、教育長
10月17日	アンケート結果報告会	総合計画策定委員会委員、専門部会員
10月27日	団体等懇談会	農林水産関係団体・教育文化関係団体 (参加 22名)
10月28日	団体等懇談会	商工観光関係団体・福祉関係団体 (参加 19名)
11月10日	第2回総合計画審議会	アンケート調査報告
11月14日	地区懇談会	下部保健センター
11月15日	地区懇談会	古閑分館、久那土分館
11月16日	地区懇談会	原分館、西嶋分館
11月17日	地区懇談会	中富総合会館
11月18日	地区懇談会	総合文化会館
11月21日	地区懇談会	豊岡分館

日時	項目	内容
11月22日	地区懇談会	下山分館
11月24日	地区懇談会	大河内分館
12月20日	まちづくり若手職員セミナー	若手職員によるまちづくりに関するグループ討議(17名)
12月～平成18年1月	身延町の未来をテーマにした图画、作文募集	小学校5、6年生(图画107点) 中学生1、2年生(作文24点)
2月28日	身延町町章、町民憲章発表会及びまちづくり講演会	身延町総合文化会館
2月～3月	基礎調査の整理、総合計画基本構想素案の作成	
4月17日～4月28日	総合計画基本構想素案(第1次)に対する意見募集	全職員に対して、第1次素案を示し、素案に対する意見を求めた。(21件の意見)
4月18日	策定委員会 正副専門部会長会議①	総合計画基本構想素案の協議検討
5月12日	策定委員会 正副専門部会長会議②	総合計画基本構想素案、職員提案意見の協議検討
6月13日	策定委員会 正副専門部会長会議③	総合計画基本構想素案の協議検討
7月13日	総合計画策定委員会	総合計画基本構想素案の協議検討
7月27日	第3回総合計画審議会	総合計画について諮問
8月7日	地域審議会	基本構想素案提示
8月21日	第4回総合計画審議会	総合計画基本構想素案の協議検討
8月25日	教育厚生専門部会①	基本計画素案の協議検討
9月4日	総務専門部会①	〃
9月4日	産業建設専門部会①	〃
9月7日	策定委員会 正副専門部会長会議④	〃
9月22日	総務専門部会②	〃
9月22日	産業建設専門部会②	〃
9月25日	第5回総合計画審議会	総合計画基本構想素案の審議
9月27日	教育厚生専門部会②	基本計画素案の協議検討
10月4日	総務専門部会③	〃

日時	項目	内容
10月10日	総務専門部会 ④	基本計画素案の協議検討
10月12日	教育厚生専門部会 ③	〃
10月13日	産業建設専門部会 ③	〃
10月18日	策定委員会 正副専門部会長会議 ⑤	基本構想素案の協議検討、全体調整
10月25日	総合計画策定委員会	〃
11月 8日	第6回総合計画審議会及び 第1回各部会開催	基本計画素案の審議
11月14日	地域審議会	素案提出
11月24日	総合計画審議会 第2回総務部会	基本計画素案の審議
11月28日	総合計画審議会 第2回教育厚生部会	〃
11月28日	総合計画審議会 第2回産業建設部会	〃
12月 7日	総合計画審議会 第3回総務部会	〃
12月19日	総合計画審議会 第3回教育厚生部会	〃
12月19日	総合計画審議会 第3回産業建設部会	〃
12月21日	総合計画審議会 第4回総務部会	〃
平成 19年 1月4日～19日	総合計画基本構想素案に対する 町民の意見募集	*本庁、支所など6箇所に構想案を備え付け、閲覧により意見募集 *町のホームページに掲載し、メールにより 意見募集 (広報みのぶ1月号で周知)
1月24日	第7回 総合計画審議会(全体会)	各部会での審議内容の確認及び基本計画 全体の審議等
1月29日	総合計画審議会答申	答申書
1月～2月	総合計画全体の調整	
2月 5日	総合計画策定委員会	第一次身延町総合計画原案の確定
3月19日	身延町議会定例会	基本構想議決

3. 用語の解説

● あ行

※ICT

IT（情報技術）にCommunication（コミュニケーション）を加えた表現です。ITインフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。

※新たな土地利用需要

高速道路の波及効果をいかすための居住、商業・業務機能の整備、事業所立地の促進など産業振興、観光・交流などの機能整備に対応する施設等の用地需要が展望されます。

※インショップ

量販店やスーパーの中に入っている店舗ことで、ここでは産地からの直売所を意味します。新鮮な野菜等の産地直送で生産者と消費者を直接結ぶ販路の一つです。

※ウェブサイト

インターネット上で、様々な情報を掲示・提供しているものの総称です。

※エコツーリズム

特有の自然や生活文化についての知識を得て、体験や学習等をする旅です。実地での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任をはぐくむことが特色です。身延観光振興ビジョン（平成18年3月）では、エコツーリズムの展開を重点の一つとしており、身延町商工会を中心に試験的なツアーの実施やエコツーリズム事業を主催する事業組織の設立などが動き出しています。

※NPO

Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、通常は収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にしていきます。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、それをきっかけとし、1998年12月1日に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。

● か行

※観光プログラム

観光交流客の増加を図るため、季節や客層、活動種と時間などを考慮して、地域で提供できる体験や学習の活動メニューを組み合わせて企画開発し、商品化することです。

※京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書です。本町においても「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、京都議定書で定めた二酸化炭素等排出量の大幅な削減目標（1990年比マイナス6%）の達成に向けた取り組みを行っています。

※グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。平成13年4月から、グリ

ーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

※グリーン・ツーリズム

農山村でゆっくりと滞在することを目的とした旅であり、作物栽培・収穫などの農作業や自然とのふれあいなど、農村での生活を体験する余暇活動のことです。

※グループホーム

グループホーム：高齢者や障害者などが介護スタッフとともに地域の中で自立的な共同生活をする施設です。一般的には、少人数で家庭的な雰囲気を持って共同生活を営み、各人の能力に応じて食事の支度や掃除・洗濯などの役割を担います。

※建設発生土を活用した新たな土地開発

中部横断自動車道の建設工事による建設発生土及び処理地を活用して、住宅地整備などの居住、商工業・業務関連の事業所立地、観光・交流を促進する開発等が考えられます。

※合計特殊出生率

期間合計特殊出生率のことで、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値に相当します。

※コミュニティ・ビジネス

地域課題の解消に向けて、既存の行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民自ら起業していく有償でおこなう事業であり、地域の需要対応型の小規模ビジネスです。事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO 法人、組合、会社など事業を担う組織形態は多様です。国や県においても、コミュニティ・ビジネスを支援する体制が強化されつつあります。

※コミュニティプラザ機能

窓口サービス等の支所機能と住民の地域づくり活動の支援機能とともに、活動の交流や集会の場、活動組織等の事務所などを備えた地域拠点のことです。

● さ行

※三位一体改革

国庫補助負担金の改革、財源移譲を含む財源配分の見直し、地方交付税の見直しの三つを内容として、国が進める財政改革のことです。

※新合併推進構想

山梨県では新市町村合併特例法に対応し、2009 年度までに県内（現在 29 市町村）を 18 市町に再編する組み合わせを示した合併推進構想（平成 18 年 3 月）を公表しています。

※新直轄方式

道路公団の民営化後の新会社による整備の補完措置として、国が高速道路を整備するため導入された制度です。国が 4 分の 3、地方（都道府県）が 4 分の 1 の割合で事業費を負担し整備するもので、通行料金は原則無料となります。

※スローフード

大量生産・大量消費の経済の発展に伴い、ファーストフードに代表される画一的な工業製品の食が拡大し、地域独自の食文化が失われつつある中で、地域が保有する食材や伝統的な料理などを見直し、風土に根ざした新鮮で安心できる健康的な食べ物を大切にし、それを継承するとともに、ゆっくり食べるなどコミュニケーションを大事にした食事などを総称して、スローフードと言われています。地産地消との関連、食育との関連も深い取り組みであると

ともに、スローライフと言われているように、生活の在り方そのものを見直す運動となっています。

※ゼロエミッション

排出物（エミッション）を限りなくゼロに近づけることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方です。廃棄物や廃熱として捨てられているものを産業資源として活用して、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない姿です。

※戦略プロジェクト

戦略とは、長期的な観点から目的や成果を達成するために対処することであり、プロジェクトとは、特定目的を達成するための企画や計画事業を意味します。ここでは長期的なまちづくりの観点から将来像の達成に深く結びつく施策群のことを表します。

● た行

※地域ポータルサイト

ポータルサイトは、インターネットへの入り口を意味し、地域の生活や産業などに関する多くの様々な情報をより円滑に提供していくために、検索機能などを充実した、総合的な地域情報の発信基地となるウェブサイト（インターネット上で、様々な情報を掲示・提供しているものの総称）のことです。地域情報発信基地にふさわしいメニュー項目や双方向型などの仕かけ、情報の充実・鮮度を維持することが重要になります。

※チャレンジショップ

活力と賑わいのある商店街づくりのため、商業団体や商業者等が借り上げた空き店舗を利用して、新たな業種などを誘致したり、出店して営業することです。

※超高齢社会

国連の報告書等で使用されていることから一般的になった用語で、高齢化社会＝高齢化率7%～14%、高齢社会＝同14%～21%、超高齢社会＝同21%～とされています。なお、日本は昭和45年に高齢化社会に、平成14年の時点で高齢社会に至っています。

※地理情報システム

自然・社会・経済などの様々な地理的な情報データを統合して処理、管理、分析し、その結果を表示できるシステムでGIS（Geographic Information System）と言います。各種の情報を重ね合わせて、目的にあわせた高度な処理が可能になります。

※東海地震

静岡県西部・駿河湾一帯を震源とするプレート型地震で、マグニチュード8クラスの強い揺れが起り、大きな被害が起きると想定されています。本町は震源とされる駿河湾に地理的に近く、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。

※東海地震による被害想定

平成17年5月に公表した山梨県独自の被害想定をまとめたもので、駿河湾一帯を震源域とするマグニチュード8の地震が発生したと仮定し、冬の朝5時、春秋の正午、冬の夕方6時の3ケースを設定して、人的被害、建物倒壊、火災などの被害を想定しています。

● は行

※パークアンドレールライド

車交通混雑の緩和や公共交通機関の利用を促進するため、鉄道駅周辺に駐車場を確保して、鉄道への乗り換えを利便化する方法です。

※ハイウェイオアシス

高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)と連結されている道路区域外の都市公園や地域振興施設等を含めた総称です。高速道路利用者のみならず、一般道路からも利用できる形態です。

※バイオマス

石油等の鉱物資源ではなく、木材をはじめ、生ごみ、紙などの生物資源のことを意味します。

※ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されているものです。これを利用することで災害発生時に迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に非常に有効であるとされています。

※パブリックコメント制度

パブリックコメント制度：意見提出手続きのことで、行政が政策や計画等を立案するに当たり、素案を公表して、住民等の関係者に意見を募集し、政策などの決定に反映させるという制度です。

※バランスシート

貸借対照表のことで、地方公共団体においては、基準日現在で市町村が保有する資産（施設や道路などの財産）、負債等の状況を総括的に表示した報告書です。

※PFI

Private Finance Initiative の略で、これまで国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のことです。公共施設を民間主導で建設・運営することで、建設費のコストダウンや公共サービスの効率化を図り、財政負担を削減することがねらいです。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（PFI推進法）」が制定されています。

※P D C Aサイクル

政策形成・計画立案（PLAN）、計画の実施（DO）、実施した結果や成果の評価（CHECK）、評価に基づく改善（ACTION）を繰り返す循環を意味し、この循環でマネジメントを行う行政運営システムの基本です。

※ビオトープ

生き物の生息空間を意味し、生物が生息できる自然環境を備えた場所のことです。なお、ビオトープ型公共事業とは、生物が棲める生態的空間に配慮した建設工事などの公共事業のことを表します。

※フィールドミュージアム

地域の個性ある資源・施設を体験や学習の場としてネットワークし、地域全体を屋根のないミュージアム（博物館や美術館）として活用する考え方です。体験や学習の解説・案内者の提供が重要になります。

※富士山火山災害への対応

富士山火山防災に関連して、本町では富士北麓地域7市町村で構成する富士山火山防災協議会において、富士山火山防災に関するガイドブックを作成しています。また、山梨・静岡17

市町村でつくる環富士山火山防災連絡会に参画し、相互応援協定などにより非常時に備えています。

※プロードバンド

従来のアナログ電話回線に比べて、より快適なインターネット利用環境となる常時持続可能な高速大容量インターネット接続のことです。

※ブログ

ウェブログ（weblog）を略した言葉で、ホームページの一種でインターネット上に残される記録を意味します。無料サービスの編集ページを利用し、初心者でも簡単に掲示板に書き込むような感覚でホームページが作れることから、急速に広まっています。

※ポケットパーク

道路整備等に伴って生まれた空き地や道路沿いのわずかな土地につくる小さな広場のこととで、地域の人の気軽な憩いの場となります。

● や行

※ユニバーサル・デザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることが基本コンセプトです。

※幼保一元化

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園の2つの機能の一体化を意味します。「認定こども園法」（正式名称「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」）が2006年10月に施行され、少子化対策などの諸問題を解決する具体策として、幼稚園・保育園両方の機能を併せ持つ総合施設「認定こども園」の整備が各地で進められています。

● ら行

※林業経営体

保有山林面積が3ha以上で、育林または伐採を行っている者、または委託を受けて育林や素材生産を行う、もしくは立木を購入して素材生産を行う者を意味します。

※歴史文化資料のデジタル化

自然や歴史文化等の紙文書、マイクロフィルム、写真などの資料をコンピュータ処理に対応する電子化を行って保管し、インターネット上での公開などに備えることです。

● わ行

※ワーキングホリディ

本来は働いて生活費を補いながら海外での生活を体験できるシステムのことですが、例えば、農業や農村に関心を持ち、農作業をしてみたいと希望する人たちを、地元の農家が受け入れ、寝食をともにしながら農作業を体験する活動も意味します。1ターン等による新規就農にもつながるものとして取り組まれています。

※ワークショップ

地域の課題に応じて、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、共同作業を通じて研究や検討活動、計画づくりなどを進めていく方法です。

「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）



**第一次身延町総合計画
基本構想・前期基本計画**

平成 19 年 3 月
発行／身 延 町
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
TEL 0556-42-2111(代表)
<http://www.town.minobu.lg.jp/>



身延町役場

〒409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL : 0556-42-2111

FAX : 0556-42-2127

<http://www.town.minobu.lg.jp/>

